条第一項第二号、第二百五条第一項及び第二項第二号ロ、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項中「第十七条第四項第五号」を「第十七条第四項第五号」に改める。

第四条の二第一項中「第二百六十二条第一項第三号」を「第二百六十二条第一項第二号」に改める。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三項中「同項第六号」を「同項第五号」に改める。

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六号

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、並びに同法附則及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「外国税額（第百五十五条の十一の二・第百五十五条の十二）を「外国税額等（第百五十五条の十一の二―第百五十五条の十二の二）」に改める。

第一条中「株式交換完全親法人」を「株式交換等完全子法人」、「株式交換完全親法人」、「株式交換等完全親法人」に改め、「適格現物分配」の下に「、「株式分配」、「適格株式分配」を加え、「適格株式交換」を「株式交換等、適格株式交換等、」に改める。

第四条の三第一項中「）との間に当該親法人」の下に「（当該合併後に行われる適格合併により当該合併に係る合併法人の発行済株式等の全部が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人を含む。）」を加え、「当該合併後に親法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該合併後に当該合併法人と当該親法人との間に当該親法人による直接完全支配関係があり、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人と当該合併に係る合併法人との間に当該適格合併に係る合併法人による直接完全支配関係が継続することとし、」を削り、「当該合併の」を「、当該合併の」に改め、「合併法人と親法人との間に当該親法人による」を削り、「当該合併の」を「こと」に改め、同条第二項第二号中「当該合併後に当該同一の者を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該合併後に当該適格合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係があり、当該適格合併に係る合併法人との間に当該適格合併に係る合併法人による完全支配関係が継続することとし、」を削り、「当該合併の」を「、当該合併の」に、「同一の者と当該合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること」に改め、同条第四項中「次に掲げる要件（」の下に「当該合併の直前に」を加え、「その株主等の数が五十人以上である場合」を「他の者との間に当該他の者による支配関係がない場合」に改め、「被合併法人の全て若しくは」を削り、同項第一号中「営む」を「行う」に改め、同項第三号中「に従事することが見込まれていること（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該合併後に当該合併法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を「（当該合併後に行われる適格合併により当該被合併法人の被合併事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四　合併に係る被合併法人の被合併事業（当該合併に係る合併法人の合併事業と関連する事業に限る。）が当該合併後に当該合併法人（当該合併後に行われる適格合併により当該被合併事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

五　合併により交付される当該合併に係る合併法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）又は法第二条第十二号の八に規定する合併親法人株式のいずれか一方の株式（議決権のないものを除く。）のうち支配株主（当該合併の直前に当該合併に係る被合併法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者及び当該他の者による支配関係があるもの（当該合併法人を除く。）をいう。以下この号において同じ。）に交付されるもの（以下この号において「対価株式」という。）の全部が支配株主（当該合併後に行われる適格合併により当該対価株式が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人を含む。以下この号において同じ。）により継続して保有されることが見込まれていること（当該合併後に当該合併に係る合併法人（当該被合併法人の株主等が当該合併により同条第十二号の八に規定する合併親法人株式の交付を受ける場合にあつては、同号に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人）を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該合併の時から当該適格合併の直前の時まで当該対価株式の全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれていること。）。

第四条の三第五項中「）との間に当該親法人」の下に「（当該分割後に行われる適格合併により当該分割に係る分割承継法人の発行済株式等の全部が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）」を加え、「当該分割後に親法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該分割後に当該分割承継法人と当該親法人との間に当該親法人による直接完全支配関係があり、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人と当該分割承継法人との間に当該合併法人による直接完全支配関係が継続することとし、」を削り、「当該分割の」を「、当該分割の」に改め、「分割承継法人と親法人との間に当該親法人による」を削り、「こととする」を「こと」に改め、同条第六項各号を次のように改める。

一　分割前（当該分割が法人を設立する分割（以下この項及び次項において「新設分割」という。）で一の法人のみが分割法人となるもの（以下第九項までにおいて「単独新設分割」という。）である場合にあつては、分割後）に当該分割に係る分割法人と分割承継法人（当該分割が新設分割で単独新設分割に該当しないもの（以下第八項までにおいて「複数新設分割」という。）である場合にあつては、分割法人と他の分割法人）との間にいずれか一方の法人による完全支配関係がある分割の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める関係（次号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　新設分割以外の分割型分割（法第六十二条の六第一項（株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割）に規定する分割を除く。）のうち当該分割型分割前に当該分割型分割に係る分割法人と分割承継法人との間に当該分割承継法人による完全支配関係（当該分割型分割が法第二条第十二号の九ロに規定する無対価分割（以下第八項までにおいて「無対価分割」という。）である場合にあつては、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有する関係に限る。）があるもの　当該完全支配関係